

露店等の開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

- 1 開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）から離れた場所とすること。
- 2 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には開設しないこと。
- 3 火気等を使う露店等には、消火器を設置し、取扱方法等を徹底すること。
- 4 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 5 LPガス、カセットこんろ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 火気器具の周囲は、常に整理及び清掃に務め、燃えるものを置かないこと。
- 7 可搬式発電機は、できる限り使用しないこととし、やむを得ず発電機や危険物容器を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 8 電気コードは、たこ足配線にならないようにすること。
- 9 露店等を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物品を1日の催しの終了後に持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 10 実施日時、届出内容等を変更したときは、下記消防署等のいずれかに連絡すること。

予防課 623 - 0119

情報指令課 623 - 1119

藤枝消防署 641 - 1878

南分署 635 - 1444

北分署 643 - 9991

焼津消防署 623 - 2527

東分署 628 - 4188

大井川分署 622 - 2441

自主点検表

次のうち該当する項目をチェックし、安全に実施してください。		確認欄
開設場所	開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から離れた場所です。	
	消防車の進入経路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置していません。	
自主防火管理	消火器等を準備し、正しい取扱方法を確認しています。	
	事前に、消火、通報、避難誘導の担当者を決めています。	
火気器具等	火気器具等は、安定した不燃性の台等の上で使用しています。	
	火気器具等を使用する際は、近くに可燃物を置いていません。	
液化石油ガス	LPガス用の器具を使い、ゴムホースにひび割れはありません。	
	LPガスボンベは転倒しないように設置し、火気から2m以上離れた位置、又は不燃材料で遮蔽した位置に設置しています。	
	ゴムホースの接続部は、ホースバンド等で締め付けてあります。	
カセットこんろ	カセットボンベは、正しく装着して使用しています。	
	カセットボンベの装着部分を覆う鍋等は使用していません。	
まき、炭等	まき、炭等を使用する際は、みだりにその場を離れず、後始末を確実に実施します。	
電気器具	たこ足配線はせず、許容電流を守っています。	
	電気コードには、照明器具等の荷重がかからないようにしています。	
	水が掛かる場所の電気器具は、防水性能を有するものを使用しています。	

可搬式発電機	可搬式発電機の正しい使用方法を確実に理解しています。	
	途中で給油しなくても良いようにしています。	
危険物容器	危険物容器を使用する場合は、消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき、正しく使用します。	
	容器のキャップを開ける前には、安全な場所で圧力を抜きます。	
玩具用煙火	玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器に入れるか、防炎処理をした覆いをしています。	
暖房器具	暖房器具を使用する際は、可燃物との距離を十分に保ち、みだりにその場を離れません。	
	給油は、火を消してから行います。	
放火防止対策等	露店等を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物品は、1日の催しの終了後に持ち帰ります。	
	放火防止のため、整理整頓を確実にしています。	